

広島県告示第九十六号

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）第三条の規定によって、県営のぞみが浜住宅、県営古浜住宅、県営吉和手崎住宅、県営栗原住宅、県営久保住宅、県営三美園住宅、県営新高山住宅、県営向東住宅、県営肥浜住宅、県営高須住宅、県営土生住宅、県営小田浦住宅及び県営室屋住宅並びに県営のぞみが浜住宅駐車場、県営古浜住宅駐車場、県営吉和手崎住宅駐車場、県営栗原住宅駐車場、県営久保住宅駐車場、県営三美園住宅駐車場、県営新高山住宅駐車場、県営向東住宅駐車場、県営肥浜住宅駐車場、県営高須住宅駐車場、県営土生住宅駐車場、県営小田浦住宅駐車場及び県営室屋住宅駐車場の管理を行う指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十七年二月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

指定を受けた者		指定年月日	管理の期間
名称及び 代表者氏名	主たる事務所の 所在地		
株式会社 堀田組 代表取締役 河本 志	尾道市新浜一丁目九番 二二号	平成二六年二月二六 日	平成二七年四月一日 ～平成三二年三月三 一日
株式会社 誠和 代表取締役 開原 洋	尾道市新浜一丁目九番 二二号		